

# 広告物景観形成地区の指定

平成20年9月30日  
告示第441号

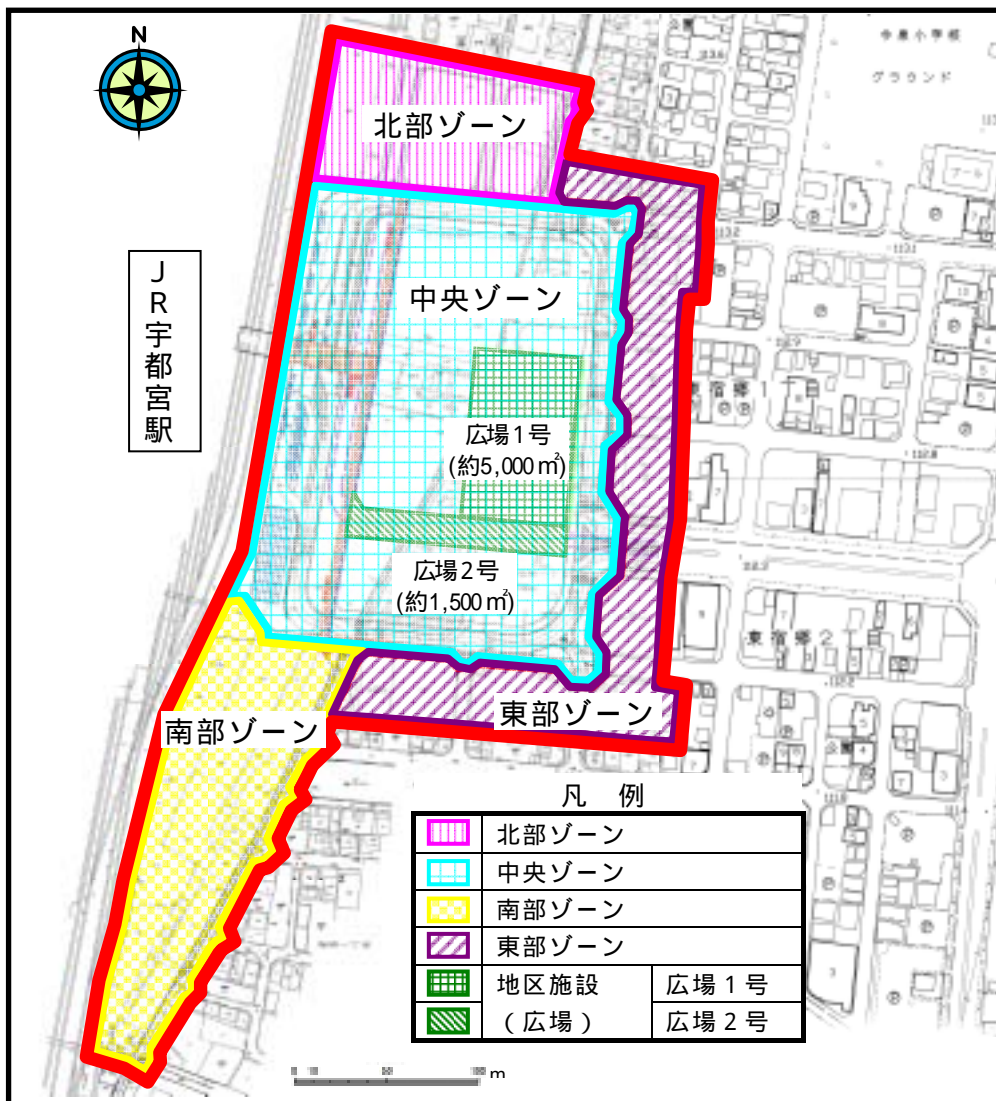
宇都宮市屋外広告物条例(平成7年条例第49号)第3条の2第1項の規定により、  
広告物景観形成地区を指定し、及び同条第2項の規定により当該広告物景観形成地区  
基本方針及び広告物景観形成地区基準を定めたので、同条例第12条の規定により、  
次のとおり告示し、平成20年10月1日から適用する。

1 広告物景観形成地区の名称

宇都宮駅東口地区

2 広告物景観形成地区の対象区域

宇都宮市川向町，東宿郷1丁目，東宿郷2丁目，宿郷1丁目及び  
元今泉1丁目の各一部(約9.0ha)



## 広告物景観形成地区基本方針及び広告物景観形成地区基準

### 1 基本方針

宇都宮駅東口地区は、県都・宇都宮の玄関口として高次な都市機能の集積を図るとともに、本市の顔として北関東唯一の50万都市の魅力と風格を備えたまちづくりを推進するため、景観を構成する重要な要素である屋外広告物の表示又は掲出物件の設置について基本方針を定めることにより、良好な広告景観の形成を推進する。

屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針は、次のとおりとする。

#### (1) 基本目標

新たな都市拠点にふさわしい個性と風格のある都市景観に配慮した広告景観の形成を図る。

#### (2) 基本的考え方

地区全体が新たに創出される地区であり、多くの人々が集い交流を図り、洗練された賑わいのある駅前景観とするため、形状や面積、色彩などについては、適切な規制・誘導を図り、質の高いデザインの広告物を積極的に活用した街並みを創出する。

また、駅前広場などから容易に展望できる区域については、その表示や掲出方法には十分な配慮を行うものとする。

### 2 基準

屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基準は、別表第1(1)宇都宮駅東口地区に定める基準によるものとする。

### 3 経過措置

この基本方針及び基準の施行の際、現に宇都宮駅東口地区において宇都宮市屋外広告物条例又は宇都宮駅東口地区整備計画（都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示された宇都宮駅東口地区地区計画で定められた地区整備計画をいう。）の規定により表示し、又は設置している屋外広告物については、施行の日から3年間は、当該基本方針及び基準にかかわらず、引き続き表示し、又は設置しておくことができる。

別表第1（第1条の2関係）

(1) 宇都宮駅東口地区

種類	区分				
	基準	北部ゾーン	中央ゾーン	南部ゾーン	東部ゾーン
屋上広告物		表示してはならない。			単色の箱文字又は切り文字を使用する場合に限り表示することができる。ただし、良好な景観形成を図る上で支障がないものと特に認める場合は、この限りでない。
独立広告物	高さ	地上から上端までが6メートル以下。ただし、複数の営業所等を集約し、共同で設置する広告物については、地上から上端までが10メートル以下			
	表示面積	敷地内の合計は、20平方メートル以内			
壁面広告物	意匠	箱文字又は切り文字を使用する等により、壁面との調和に配慮された意匠とすること。			
	表示面積	利用し、又は表示する壁面（開口部を含む。以下同じ。）の面積（建築物の3階の床の高さまでの部分に限る。）の3分の1以内			
	位置	建築物の3階の床の高さを超える部分には表示しないこと。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 表示面積の合計が、利用し、又は表示する壁面の面積の10分の1以内である場合 (2) 建築物又は事業所の名称又は社章のみの表示をする場合			
突出広告物 （袖看板）	高さ	上端の高さは、建築物の軒の高さ以下			
	出幅	建築壁面から1.5メートル以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。	建築壁面から1.5メートル以内。ただし、道路へ突き出す場合は、道路上の出幅1メートル以内		
上記以外の 広告物		次表に規定する第3種許可地域の基準を準用する。			
上記広告物 に関する共 通事項	種別	自家用広告物であること。ただし、東部ゾーンにおいて、良好な景観形成を図る上で支障がないものと特に認められる場合は、この限りでない。			
	意匠	建築物等及び周囲の街並みの景観と不調和でないこと。			

種類	区分				
	基準	北部ゾーン	中央ゾーン	南部ゾーン	東部ゾーン
上記広告物に関する共通事項	色彩	表示面の下地の色は、次に掲げる日本工業規格のZ 8 7 2 1に定める三属性による色の表示方法に規定する色相（以下「色相」という。）の区分に応じ、それぞれ次に定める同規格に規定する彩度（以下「彩度」という。）とすること。ただし、広告物の地の面積の3分の1以内で着色させる部分の色彩については、この限りでない。 ア R, Y R又はYの場合 彩度8以下 イ G, G Y, P, P B又はR Pの場合 彩度6以下 ウ B又はB Gの場合 彩度4以下			
	位置	歩行者の視点からの眺望又は見通しに配慮した表示位置とすること。			
	窓面広告	2階以下の部分を除き、窓面には表示しないこと。			
	照明等	広告物の照明は、必要最小限の光量とし、点滅照明、動光及び映像装置を使用しないこと。			

備考 表示する広告物が自家用広告物であって、敷地内の表示面積の合計が5平方メートル以内である場合には、この表の基準は適用しない。